

岩手県告示第201号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関が診療所及び薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成20年3月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
小林眼科	盛岡市中野一丁目9番12号	平成20年1月31日
みずほ薬局	盛岡市厨川一丁目19番4号	〃